

# 中標津町保健福祉職養成修学資金 貸付制度の手引き

(令和8年度以降の貸付)

中標津町 町民生活部

(令和8年2月策定)

## 目 次

1. 修学資金貸付制度の概要 ······	4
(1) 貸付制度について	
(2) 貸付の要件	
(3) 養成施設	
(4) 貸付期間	
(5) 貸付金額	
(6) 貸付方法	
(7) 貸付利子	
(8) 他の貸付制度等との併給	
(9) 連帯保証人	
(10) 貸付金の返還	
(11) 返還の猶予	
(12) 返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて ······	8
(1) 申請から決定の流れ	
(2) 申請受付期間	
(3) 申請書類提出先	
3. 修学中の手続きについて ······	11
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
4. 卒業時の手続きについて ······	12
(1) 卒業時の報告	
5. 町内の事業所等に勤務中の手続きについて ······	13
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
6. 修学資金貸付けの停止について ······	13
(1) 停止対象	
(2) 提出書類	

(3) 提出時期	
7. 修学資金貸付決定の取消しについて	14
(1) 貸付決定の取消し対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
8. 修学資金の返還について	14
(1) 返還対象	
(2) 返還方法	
(3) 提出書類	
(4) 返還期間	
9. 修学資金の返還猶予について	16
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
10. 修学資金の返還免除について	17
(1) 返還免除の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
(4) 返還猶予、又は返還免除の対象となる町内の事業所等一覧	
11. 担当係・問い合わせ先	19

## 保健福祉職養成修学資金の貸付けを受ける方へ

この制度は、中標津町内の保健・福祉・介護の各分野の人材確保を目的とした貸付制度のため、養成施設の卒業後に、取得した資格以外の職種に就業予定の方は、この貸付制度を利用することはできません。

また、養成施設を卒業後、町内の民間事業所において、対象資格の常勤職員として引き続き貸付期間の1.5倍の期間以上勤務した場合、貸付金の返還が全額免除となります。また、地方公務員として町立施設で勤務する場合も貸付金の返還免除の対象となりますが、貸付期間の2.5倍の期間以上の勤務が必要ですので、ご注意下さい。

# 1. 修学資金貸付制度の概要

## (1) 貸付制度について

この制度は、保健福祉職の養成施設（通信制を除く）に在学する方、又は入学が決定している方のうち、将来、中標津町内の事業所等（※）で対象資格の業務に従事する意思のある方を対象にした制度です。

従来の保育士・保育教諭等を対象にした貸付制度を見直し、令和8年度より対象資格、貸付期間、対象者等を拡充した新たな貸付制度を開始します。

### 【対象資格】 保健師、保育士・保育教諭、社会福祉士及び介護福祉士

養成施設を卒業後1年以内に、町内の事業所等に対象資格の常勤職員として就職すると、申請により返還猶予となり、更に継続して一定期間勤務すると、申請により修学資金の返還が全額免除されます。

※「町内の事業所等」とは、中標津町内の民間事業所のほか、町立の公立施設を含みます。

## (2) 貸付の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- 対象資格の養成施設に在学し、又は入学が決定している者であって、卒業後に資格を取得し、町内の事業所等において対象資格の常勤職員として勤務しようとする方
  
- ※ 住民票所在地が中標津町以外の方も申請可能です。
- ※ 「常勤職員として勤務」とは、雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している場合を指します。
- ※ 事務職としての勤務は該当しません。

## (3) 養成施設

対象資格の養成施設は次のとおりです。なお、通信制の養成施設は対象外です。

### ・保健師

保健師助産師看護師法第19条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校、又は都道府県知事が指定した保健師養成所

### ・保育士、保育教諭

児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設、又は幼稚園教諭を養成する課程のある養成施設

・社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修学できる養成施設

・介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の規定に基づく養成施設

#### (4) 貸付期間

貸付期間は、貸付決定された日の属する年度の4月から、養成施設の正規の修学期間が満了する月までの4年（48ヶ月）を限度とし、介護福祉士の養成施設に修学する場合のみ2年（24ヶ月）を限度とします。

※ 留年した場合の貸付期間は、養成施設の正規の修学期間までとなります。

#### (5) 貸付金額

貸付金額は、資格により異なります。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| ・保健師      | 月額 10万円（総額480万円を上限） |
| ・保育士・保育教諭 | 月額 5万円（総額240万円を上限）  |
| ・社会福祉士    | 月額 5万円（総額240万円を上限）  |
| ・介護福祉士    | 月額 5万円（総額120万円を上限）  |

#### (6) 貸付方法

貸付方法は、3か月分を年4回に分け、貸付を受ける本人の指定口座へ振り込みます。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ・第1期分（4月～6月分）   | 5月末日に支給  |
| ・第2期分（7月～9月分）   | 8月末日に支給  |
| ・第3期分（10月～12月分） | 11月末日に支給 |
| ・第4期分（1月～3月分）   | 2月末日に支給  |

※ 初年度は、申請及び審査時期によって初回分の振込みが遅れる場合があります。

#### (7) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還が開始されたのち、定められた返還納付日までに返還されない場合は、民法第404条及び第419条の規定に基づき、返還すべき金額につき同法第404条に定める法定利率を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

## (8) 他の貸付制度等との併給

当町の貸付制度は併給可能ですが、当町教育委員会が実施する「中標津町育英資金貸付金」、「北海道保育士修学資金貸付制度（保育士確保対策事業）」や他の市町村に所在する事業所等への就業を義務付けている貸付制度等、または他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併給はできません。既に他の貸付制度を利用されている方は、併給可能かご確認の上、お申込みください。

## (9) 連帯保証人

申請の際は、連帯保証人を2名立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、原則、連帯保証人2名のうち1名は申請者の法定代理人としてください。

※ 連帯保証人は、貸付けを受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付けを受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。

※ 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とするることはできません。そのため、父親若しくは母親のどちらか一方のみとしてください。

※ 申請者の配偶者を、連帯保証人することはできません。

なお、貸付決定後、連帯保証人には貸付金の支払いに係る書類への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等を提出していただきます。

詳しくは、「2. 新規貸付希望者の申請手続きについて」（8頁）を参照してください。

## (10) 貸付金の返還

返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間としています。

ただし、中標津町保健福祉職養成修学資金貸付条例（以下「条例」という。）第7条第1項第4号に基づき貸付決定が取消された場合は、直ちに返還となります。

詳しくは、「8. 修学資金の返還について」（14頁）を参照してください。

※ 返還事由が生じた場合に返還が可能であるか、申請の際に十分ご検討ください。

## (11) 返還の猶予

養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して 1 年以内に、町内の事業所等に勤務し、取得した資格の常勤職員として業務に従事したとき、条例第 8 条第 1 項の規定により修学資金の返還する事由になった後も引き続き養成施設に在籍しているとき、又は、出産・育児のため就業規則に基づき一時的に事業所等を休職するとき等は、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができます。

※返還猶予の途中であっても、免除される条件を満たさなくなった場合は、貸し付けた金額は全額返還となります。

## (12) 返還の免除

養成施設を卒業後 1 年以内に、町内の事業所等に取得した資格の常勤職員として就職し、継続して一定期間勤務した場合、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

なお、地方公務員として町立施設に就職し、継続して一定期間勤務した場合も就学資金の返還が全額免除されます。

詳しくは、「10. の返還免除について」(17 頁) を参照してください。

### 【参考】返還猶予と返還免除のスケジュール

(例 1) 令和 8 年度に養成施設 [短大・専門学校 (2 年制)] に入学し、

卒業後に町内の民間事業所に勤務した場合

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	
養成施設 在学	↔	↔					
修学資金 貸付	↔	↔					
事業所等 勤務			↔	↔			
返還猶予			↔	↔			
							返還 免除 決定

(例 2) 令和 8 年度に養成施設 [短大・専門学校 (2 年制)] に入学し、

卒業後に地方公務員として町内の町立施設に勤務した場合

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	
養成施設 在学	↔	↔							
修学資金 貸付	↔	↔							
事業所等 勤務			↔	↔					
返還猶予			↔	↔					
									返還 免除 決定

(例3) 令和8年度に養成施設〔大学（4年制）〕に入学し、

卒業後に町内の民間事業所に勤務した場合

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度		令和 17 年度	令和 18 年度
養成施設 在学	←			→					
修学資金 貸付	←			→					
事業所等 勤務					←		→		
返還猶予					←		→		

返  
還  
免  
除  
決  
定

(例4) 令和8年度に養成施設〔大学（4年制）〕に入学し、

卒業後に地方公務員として町内の町立施設に勤務した場合

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度		令和 21 年度	令和 22 年度
養成施設 在学	←			→					
修学資金 貸付	←			→					
事業所等 勤務					←		→		
返還猶予					←		→		

返  
還  
免  
除  
決  
定

## 2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

### (1) 申請から決定の流れ

#### ① 貸付申請について

申請に必要な書類は、最終頁に記載の担当係で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。申請書等に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

#### 【必要書類】

##### ● 高等学校を卒業する方（養成施設入学前の方）の場合

- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付申請書（様式第1号）・・・1部
- 高等学校の成績証明書・・・1部
- 養成施設の合格通知書の写し
- 申請者の住民票謄本（発行後3か月以内のもの）
- 申請者と生計を1つにする家族の中で所得のある方の「所得課税証明書」

### ● 養成施設に在学している方の場合

- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付申請書（様式第1号）・・・1部
- 養成施設の在学証明書・・・1部
- 養成施設からの推薦書（様式第2号）・・・1部
- 申請者の住民票謄本（発行後3か月以内のもの）
- 申請者と生計を1つにする家族の中で所得のある方の「所得課税証明書」

### 《注意事項》

- 提出書類はボールペンで記入してください。
- 提出書類に押印する印鑑は、インク浸透型タイプのものは使用不可です。また、申請者と連帯保証人が同じ苗字であっても同じ印鑑は使用しないでください。
- 提出書類には同一の印鑑を使用してください。  
(※ 申請者については、貸付決定後も同一の印鑑での手続きをお願いしており、申請時に使用した印鑑をなくしたり忘れたりしないようにしてください。)
- 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押印してください。  
(※ 修正液・修正テープ・豆印での訂正是しないでください。)
- 成績証明書又は在学証明書は、必ず申請者が在学する学校に作成を依頼し、その証明を受けてください。
- 申請の際は、連帯保証人を2人立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、原則、連帯保証人2人のうち1人を保護者（主たる生計維持者）としてください。
- 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。
- 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。
- 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。
- 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

### ② 貸付審査・可否決定

提出書類を審査し、申請者及び保護者との「面接」を実施のうえ貸付の可否を決定します。審査結果については「中標津町保健福祉職養成修学資金貸付可否決定通知書（様式第3号）」により申請者に通知します。

### **③ 貸付決定**

「中標津町保健福祉職養成修学資金貸付可否決定通知書（様式第3号）」を送付する際、  
様式書類を同封しますので、必要事項を記入し、その他の必要書類を添えて提出してください。

#### **【必要書類】**

- 誓約書（様式第4号）・・・1部
- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付請求書（様式第5号）・・・4部
- 連帯保証人（法定代理人以外の方の分）1名の住民票謄本・・・1通
- 連帯保証人（法定代理人以外の方の分）1名の所得課税証明書・・・1部
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）・・・連帯保証人各1部

#### **《注意事項》**

- 提出書類はボールペンで記入してください。
- 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押印してください。  
(※ 修正液・修正テープ・豆印での訂正はしないでください。)
- 連帯保証人が押印する印鑑については、記入する全ての書類において、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。
- 連帯保証人の印鑑・住所・氏名等の変更は、必ず届け出してください。  
「中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）」
- 修学資金の貸付申請の際には、連帯保証人を2人立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、原則、連帯保証人2人のうち1人を保護者（主たる生計維持者）としてください。
- 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。
- 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。
- 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。

#### **(2) 申請受付期間**

貸付開始事業年の2月上旬～2月末まで

(例) 令和8年度貸付は令和8年2月2日から2月27日まで

※定員に満たない場合は、随時募集します。

### (3) 申請書類提出先

申請書類は、最終頁に記載の担当係へ持参提出、若しくは郵送提出してください。

対象資格により担当係が異なりますのでご注意ください。

## 3. 修学中の手続について

### (1) 現況報告書の提出

毎年3月下旬ごろに必要書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で各担当係へ提出してください。

#### 【必要書類】

- 中標津町保健福祉職修学資金現況報告書（様式第7号）・・・・・・1部
- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付請求書（様式第5号）・・・4部

### (2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後14日以内に各担当係へ連絡するとともに書類を提出してください。

（必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕 <input type="checkbox"/> 住民票
②休学したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕
③停学の処分を受けたとき	
④留年したとき	
⑤復学したとき	
⑥停学の処分が解かれたとき	
⑦退学したとき	
⑧修学資金の貸付けを辞退したとき	
⑨連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号等)	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔連帯保証人用〕
⑩連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 〈氏名・住所変更、連帯保証人の変更〉印鑑登録証明書

※1 ②、③の事由が生じた場合は、修学資金の貸付を停止しますので、詳しくは「6. 修学資金の停止について」(13 頁) を参照し、必要な手続きを行ってください。

また、⑤、⑥の事由が生じたときは、修学資金の貸付を再開しますので、必要な手続きを行ってください。

※2 ⑦、⑧など条例第2条に規定する貸付の要件を満たさなくなったときは、修学資金の貸付決定の取消しとなりますので、詳しくは「7. 修学資金貸付決定の取消し解除について」(14 頁) を参照し、必要な手続きを行ってください。

なお、貸付決定が取り消しされた後も、引き続き養成施設に在学している場合、本人の希望があれば、借り受けた修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「9. 修学資金の返還猶予について」(16 頁) を参照し、必要な手続きを行ってください。

## 4. 卒業時の手続きについて

### (1) 卒業時の報告

卒業年の3月上旬以降に必要書類を送付しますので、添付書類を添え、4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で各担当係へ提出してください。

#### 【必要書類】

- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者卒業等報告書（様式第8号）・・・1部
- 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号）・・・・・・・1部

#### 【添付書類】

- 養成施設の卒業証明書の写し
- 取得資格の登録済通知書の写し
- 取得資格の免許状の写し（※発行が遅れる場合は、事前連絡のうえ後日提出可）

### ○ 町内の事業所等に勤務する方

町内の事業所等に、取得した資格の常勤職員として継続して一定期間勤務した場合、借り受けた修学資金の返還が全額免除となります。勤務中に必要な手続きについては「5. 町内の事業所等に勤務中の手続きについて」(13 頁) を参照してください。

### ○ 町内の事業所等に勤務しない方、勤務できなかつた方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「8. 修学資金の返還について」(14 頁) を参照し、必要な手続きを行ってください。

なお、返還が猶予される場合がありますので、「9. 修学資金の返還猶予について」(16 頁) も併せてご確認ください。

## 5. 町内の事業所等に勤務中の手続きについて

### (1) 現況報告書の提出

毎年3月中に必要書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で各担当係へ提出してください。

#### 【必要書類】

- 中標津町保健福祉職養成修学資金現況報告書（様式第7号）

### (2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合、事由発生後14日以内に各担当係へ連絡するとともに書類を提出してください。（必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕 <input type="checkbox"/> 住民票
②休職（出産・育児含む）、復職したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号） 〔就業者等用〕
③町内の事業所等を退職したとき	
④町内の事業所等へ転職したとき	
⑤連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号等)	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔連帯保証人用〕 <input type="checkbox"/> 〈氏名・住所変更、連帯保証人の変更〉印鑑登録証明書
⑥連帯保証人を変更するとき	

※1 町内の事業所等に返還免除に必要な期間を勤務する前に、③の事由が生じた場合は、借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「8. 修学資金の返還について」(14頁)を参照し、必要な手続きを行ってください。

※2 ②～④の事由については、事業所等の施設長等の証明が必要です。

## 6. 修学資金貸付けの停止について

### (1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を停止しますので、事由発生後14日以内に各担当係へ連絡してください。

- ① 休学したとき
- ② 停学処分を受けたとき

※ すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

## (2) 提出書類

- 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕  
※復学・停学処分が解かれた場合も上記書類を提出してください。貸付を再開する手続きをします。

## (3) 提出時期

事由発生後14日以内に各担当係へ書類を提出してください。

# 7. 修学資金貸付決定の取消しについて

## (1) 貸付決定の取消し対象

貸付決定者が次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付決定が取消となりますので、事由発生後14日以内に各担当係へ連絡してください。

- ① 死亡したとき
- ② 養成施設を退学したとき
- ③ 修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき
- ⑤ その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

## (2) 提出書類

①の事由については、借り受けた修学資金の返還が免除となりますので、詳しくは「10. 修学資金の返還免除について」(17頁)を参照し、必要な手続きを行ってください。  
②～⑤の事由については、借り受けた修学資金は全額返還となりますので、詳しくは、「8. 修学資金の返還について」(14頁)を参照し、必要な手続きを行ってください。

## (3) 提出時期

返還事由発生後14日以内に各担当係へ書類を提出してください。

# 8. 修学資金の返還について

## (1) 返還対象

修学資金の貸付決定が取消しされたときは、原則、直ちに全額返還となります。次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間として返還となりますので、事由発生後14日以内に各担当係へ連絡してください。

- ① 養成施設の正規の修学期間が満了し卒業したとき（貸付期間が満了したとき。）  
ただし、養成施設を卒業後1年以内に町内の事業所等に勤務し、取得した資格の常勤職員として業務に従事する場合は、返還猶予の対象となります。
- ② 養成施設を退学したとき
- ③ 修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 養成施設を休学、停学処分となり貸付けを停止されたとき（既に支払い済みの当該停止された期間の貸付け分に限る）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき
- ⑥ その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

## （2）返還方法

①～④及び⑥の事由については、条例第8条第1項の規定により、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を償還限度期間として、月払いの方法により返還となります。なお、繰り上げ返還も可能です。

ただし、⑤の事由については、町長が指定する期日までに、一括して返還しなければなりません。

## （3）提出書類

事由	提出書類
①養成施設の正規修学期間が満了し卒業した後、直ちに町内の事業所等に就業しない場合。	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金現況報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者卒業等報告書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返済計画書（様式第12号）
②養成施設を退学したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕
③修学資金を必要としない事由が生じたとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返済計画書（様式第12号）
④養成施設を休学、停学処分となり貸付けを停止されたとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔在学者用〕 <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号）
⑤偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返済計画書（様式第12号）

#### (4) 返還期間

⑤の事由を除き、返還事由が発生したのち、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間をもって、全額返還していただきます。

ただし、返還が開始されたのち定められた返還納付日までに返還されない場合は、民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条の規定に基づき、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき金額につき同法第404条に定める法定利率を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

### 9. 修学資金の返還猶予について

#### (1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、各担当係へ申請してください。

- ① 修学資金の貸付期間が満了した後も、引き続き養成施設に在学しているとき
- ② 修学資金を必要としない事由が生じ貸付決定が取消しされた後も、引き続き養成施設に在学しているとき
- ③ 養成施設を卒業後1年以内に町内の事業所等に勤務し、取得した資格の常勤職員として業務に従事しているとき
- ④ 看護師として町立中標津病院に勤務しているとき
- ⑤ 資格取得後、町内の事業所等に有資格者として勤務することができなかつたが、引き続き町内の事業所等への勤務を希望しているとき（貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して2年を限度として）
- ⑥ 出産・育児のため、就業規則等により一時的に町内の事業所等を休職するとき
- ⑦ 災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

#### (2) 提出書類

事由	提出書類
①修学資金の貸付期間が満了した後も、引き続き養成施設に在学しているとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返還猶予申請書（様式第15号）
②修学資金を必要としない事由が生じ貸付決定が取消しされた後も、引き続き養成施設に在学しているとき	
③養成施設を卒業後1年以内に町内の事業所等に勤務し、取得した資格の常勤職員として業務に従事しているとき	※上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。
④看護師として町立中標津病院に勤務しているとき	

⑤資格取得後、町内の事業所等に有資格者として勤務することができなかつたが、引き続き町内の事業所等への勤務を希望しているとき	
⑥出産・育児のため、就業規則等により一時的に町内の私立保育所等を休職するとき	
⑦災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき	

### (3) 提出時期

返還猶予事由発生後、14日以内に各担当係へ書類を提出してください。

## 10. 修学資金の返還免除について

### (1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、借り受けた修学資金の返還が免除となります。

- ① 対象資格の取得後、町内の事業所等に対象資格の常勤職員として、引き続き一定期間（災害、疾病等のやむを得ない事情により町内の事業所等に勤務できなかつたと町長が認める期間を除く。）以上勤務したとき
  - ※ 一定期間とは…
    - ア 民間事業所に勤務した場合 → 貸付期間の1.5倍の期間
    - イ 地方公務員として町立施設に勤務した場合 → 貸付期間の2.5倍の期間  
(それぞれ1年未満の端数は切り上げて1年)
  - ※ 就業規則に基づく出産・育児等による休職中の期間は、勤務期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。
  - ※ 町内の事業所等に転職をする場合、私立保育所等を退職した日から1月以内に転職したときは勤務期間として算定されます。
- ② 保健師資格取得のため養成施設に修学したが、やむを得ない事情で保健師資格を取得できなかつた方で、看護師として町立中標準病院に貸付期間の2.5倍の期間(1年未満の端数は切り上げて1年)を超えて勤務したとき
- ③ 貸付決定者が死亡したとき
- ④ 心身の障害が原因のため次の事由に該当したとき
  - 養成施設に在学することが困難になったとき
  - 町内の事業所等で継続して対象資格の常勤職員として業務に従事することが困難になったとき

## (2) 提出書類

事由	提出書類
①町内の事業所等に対象資格の常勤職員として、継続して一定期間以上勤務したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕 <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返還免除申請書（様式第17号）
②保健師資格が取得できなかつた方で、看護師として町立中標津病院に継続して一定期間以上勤務したとき	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第6号）〔就業者等用〕 <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返還免除申請書（様式第17号）
③貸付決定者が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 死亡届（様式第9号） <input type="checkbox"/> 死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返還免除申請書（様式第17号）
④心身の障害による退学及び退職	<input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金借用証書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 中標津町保健福祉職養成修学資金返還免除申請書（様式第17号） ※ 上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。

## (3) 提出時期

町内の事業所等に引き続き勤務し、返還免除要件に該当すると思われる方へ、3月中に必要書類を送付しますので、4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

その他の事由については、事由発生後、14日以内に各担当係へ連絡の上、必要書類を提出してください。

## (4) 返還猶予、または返還免除の対象となる町内の事業所等一覧

	関係法令	事業所等
保健師		・中標津町保健センター（町） ・中標津町役場（町）
	児童福祉法第7条第1項に規定する保育所	・町立中標津保育園（町） ・中標津泉保育園
保育士 ・保育 教諭	児童福祉法第6条の3第9項及び第10項に規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による許可を受けたもの	・こども園かぼの ・くるり中標津 ・町立計根別家庭的保育所（町） ・乳児等通園支援事業の実施事業所

保育士 ・ 保育 教諭	就学前の子ども法律第2条第6項規定「認定こども園」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園中標津愛光幼稚園</li> <li>・認定こども園中標津カトリック幼稚園</li> <li>・認定こども園中標津ひかり幼稚園</li> <li>・認定こども園中標津第2ひかり幼稚園</li> </ul>
	学校教育法第1条に規定する幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立計根別幼稚園（町）</li> </ul>
	児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県に届け出ている認可外保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューグリーンハウス保育園</li> <li>・ひなたぼっこ</li> <li>・町立病院院内保育所</li> </ul>
	子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を行う事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育事業</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>
	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設	<p>放課後等デイサービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とらいあんぐる</li> <li>・たいようとクローバー</li> <li>・パインベル</li> </ul>
社会 福祉士		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中標津町役場（町）</li> </ul>
介護 福祉士	<p>次の町ホームページに掲載している町内「介護サービス事業者」</p> <p><a href="https://www.nakashibetsu.jp/kurashi/kosodate_fukushi/kaigo_hoken/jigyou/">https://www.nakashibetsu.jp/kurashi/kosodate_fukushi/kaigo_hoken/jigyou/</a></p> <p>（トップページ/暮らし/子育て・福祉・健康/ 介護保険/中標津町内介護サービス事業者）</p>	

## 11. 担当係・問い合わせ先

対象資格	担当係・送付先住所		連絡先
保健師	〒086-1047 中標津町東7条北3丁目3番地	中標津町保健センター	TEL 0153-72-2733
保育士・ 保育教諭	〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地  中標津町役場	子育て支援課保育給付係	TEL 0153-74-0894
社会福祉士		福祉課社会福祉係	TEL 0153-74-0884
介護福祉士		介護保険課介護保険係	TEL 0153-74-0863